

いちき串木野市 男女共同参画基本計画

平成 30 年度～平成 34 年度



いちき串木野市

はじめに



全国的かつ本格的な人口減少や高齢化が進む中、家事・育児・介護・地域活動等様々なライフイベントに伴う課題は、もはや女性だけのものではなく、職業生活も男性のものだけではありません。男女が互いの人権を尊重し、多様な暮らし方や働き方が選択できる柔軟な社会づくりが求められています。

本市では、「第2次いちき串木野市男女共同参画基本計画（平成25年3月策定）」に基づき総合的かつ計画的に施策を推進してまいりましたが、性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残り、女性の参画が十分には進んでいない現状にあります。計画期間最終の5年目を迎えるにあたり、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ「第3次いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、「性別にかかわらず 市民一人ひとりの人権が尊重され 思いやりのあるまち」を基本目標に掲げ、個々を大事にし、多様な人々が参画し、生きやすいまちづくりを目指します。

本計画に基づきお互いを尊重しあう意識、安心して男女が活躍できる環境を創っていくため市民や事業者の皆様と連携・協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりますので皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたって貴重なご意見をいただきましたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました方々に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

いちき串木野市長 田 畑 誠 一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本理念	
2 基本目標	
3 重点的に取り組むこと	
第3章 計画の内容	4
重点的に取り組むこと	
1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実	
3 政策・方針決定への女性参画の拡大	
4 地域・防災における男女共同参画の推進	
5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進	
6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	
7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実	
第4章 計画の推進	24
1 推進体制の整備	
2 施策の効果的な推進	

参考資料

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

本計画は、男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層全庁的な取り組みとして展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とする法定計画であり国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年閣議決定）を勘案して策定します。
- (2) この計画は、いちき串木野市第2次総合計画、それに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (3) この計画は、本市の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成29年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、市民で構成されたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの意見などを踏まえて策定しました。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律31号、以下「配偶者暴力防止法」という）」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけます。
- (5) この計画の「重点的に取り組むこと」2及び3を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条の第2項に基づく推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、国の男女共同参画基本法第3条から第7条をこの計画の基本理念とし次のとおりとします。

(男女の人権の尊重)

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 基本目標

この計画では、「**性別にかかわらず 市民一人ひとりの人権が尊重され 思いやりのあるまち**」をめざし男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、次の3つの基本目標を定めます。

- 1 男女共同参画社会への意識づくり
- 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進
- 3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

3 重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実
- 3 政策・方針決定への女性参画の拡大
- 4 地域・防災における男女共同参画の推進
- 5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会への意識づくり

重点 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする

教育・学習の充実

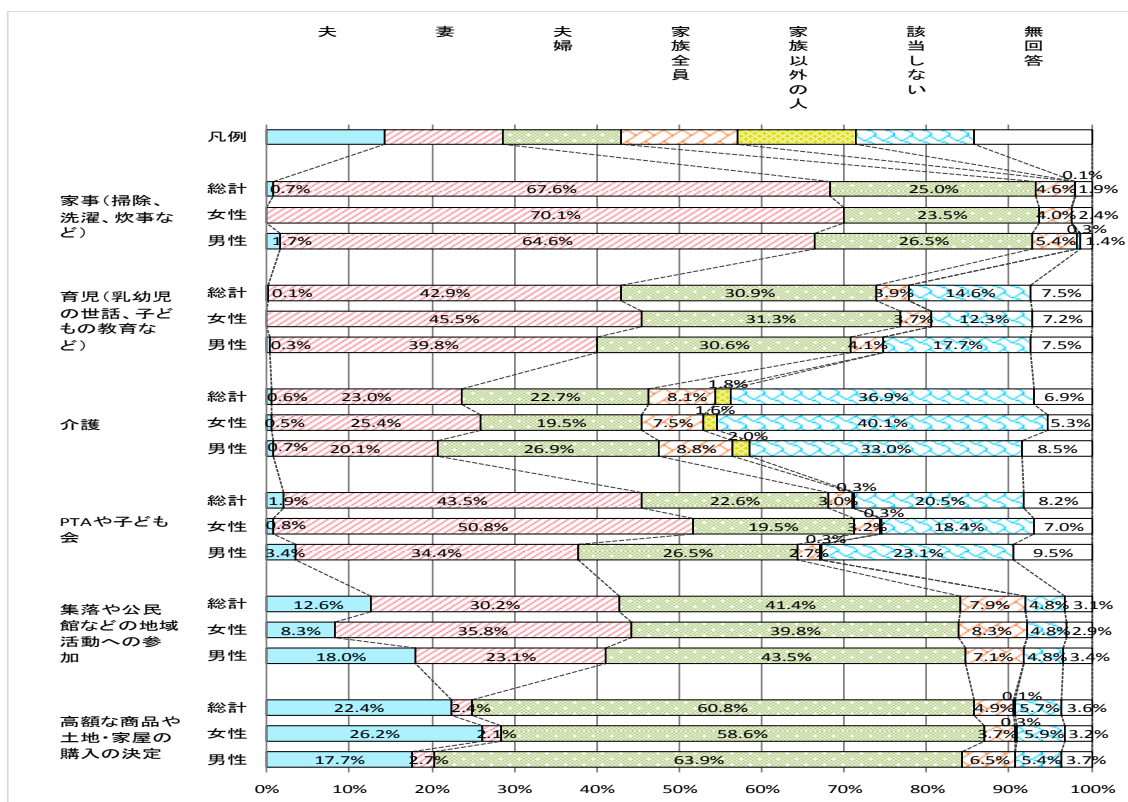
現状と課題

人々の意識の中に長い時間をかけて形つくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

本市が平成29年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、固定的性別役割分担意識(※1)に係る設問の「子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方が良い」が67.6%と最も多く、次いで「妻や子供を養うのは、男性の責任である」51.7%となっています。この結果からもまだまだ男女共同参画への理解の促進が必要です。

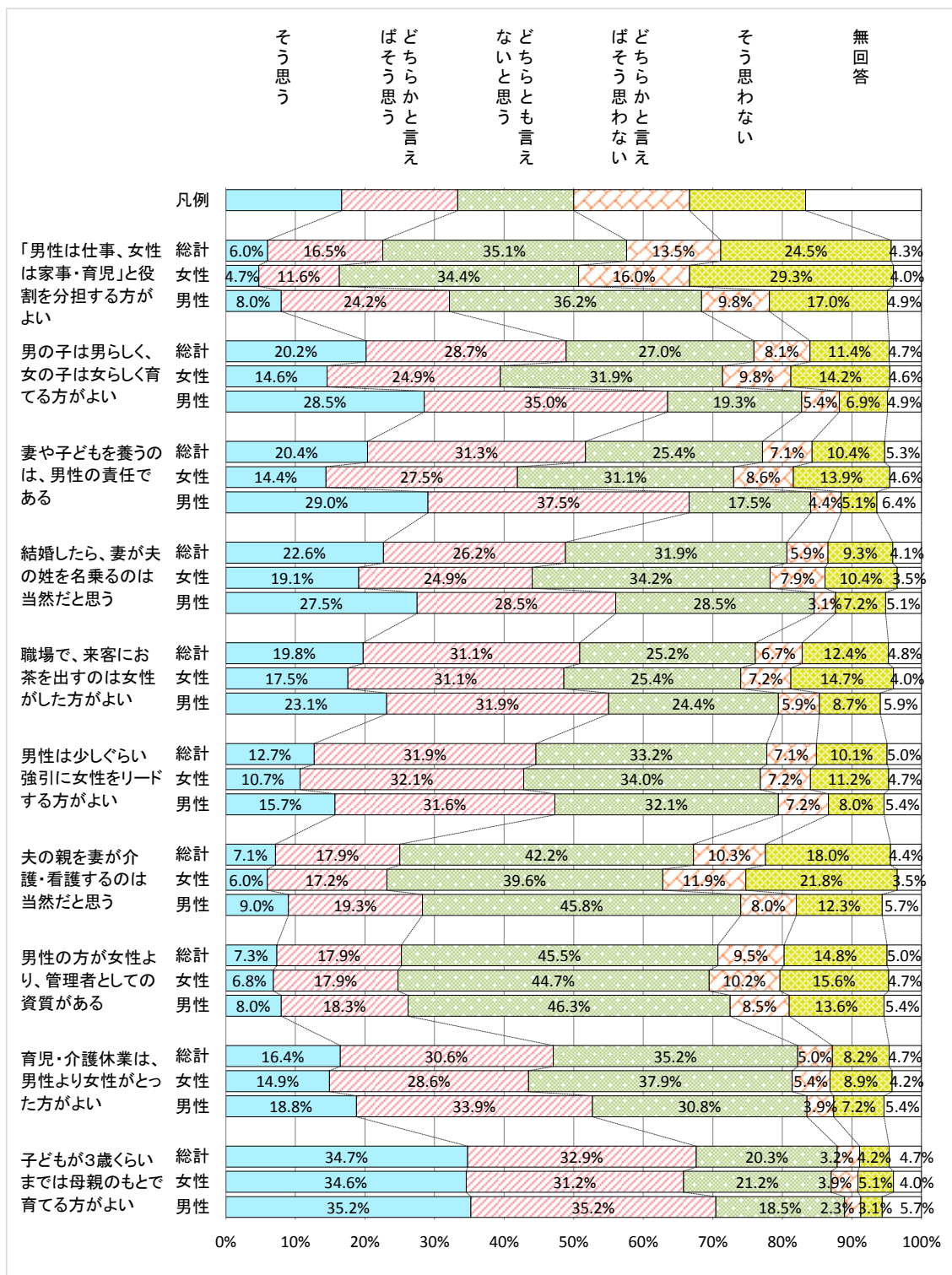
そのため、男女が共に、固定的性別役割分担意識(※1)にとらわれることなくそれぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方の選択ができるよう家庭・学校・職場・地域等における男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の充実を図る必要があります。

日常生活の分担【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

固定的性別役割分担意識【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

施策の方向 (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

(男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう講座等の実施、県・他市町・関係機関等が実施する学習機会への参加促進を図ります。	政策課
② 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう情報収集・情報提供を行います。	政策課
③ 男女共同参画に関する市職員等への理解の促進	市職員、市や学校、地域で相談業務に携わる担当者等男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人が男女共同参画の視点から業務ができるよう研修を行い、情報を提供します。	政策課 学校教育課 福祉課 市民課

施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育の推進

(子どもの頃からの男女共同参画の醸成を図る)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの教育の推進	<p>学校教育活動を通し、一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう教育・学習の一層の充実を図ります。また性別にかかわらず、個性や希望に応じた進路指導に努め、職場体験などを通し、自らの適性を発見することや男女ともに社会人・職業人として自立していくこと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）(※2)の重要性について理解の促進を図ります。</p> <p>子どもの教育や発育に関わる大人の価値観や言動は子どもに大きな影響を及ぼすため教職員・幼稚園教諭・保育士などに対して、男女共同参画の研修を行い、理解を深めます。</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるようメディア・リテラシー(※3)教育を推進します。</p>	学校教育課 福祉課 政策課 教育委員会総務課

施策の方向 (3) 家庭における男女共同参画の理解の促進

(男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担う事を進めるため、広報・啓発を図ります。また、家庭教育学級、公民館講座等、実践的講座を行い、男女共同参画意識を醸成する学習の機会に努めます。	学校教育課 社会教育課 政策課 健康増進課

市民に期待する取組

- ・子どもの性別にかかわらず、個性を尊重して育てていきましょう。
- ・「男だから、女だから」という考えにとらわれず、多様な生き方を選択できる社会を共に築きましょう。
- ・家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか、日頃から考えてみましょう。

※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

※2 ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基礎として極めて重要である。

※3 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

重点2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実

いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 I

現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少、グローバル化等社会経済環境の変化の中で、職場優先の組織風土や長時間勤務等を前提とした男性中心型労働慣行は、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼし、女性の活躍を阻害する要因の一つになっています。

本市においても、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の72.4%（平成27年）を底とする「M字カーブ」（※1）を描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、子育て期以降の女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっており、賃金や管理職への登用などの処遇に男女間の格差も存在しています。

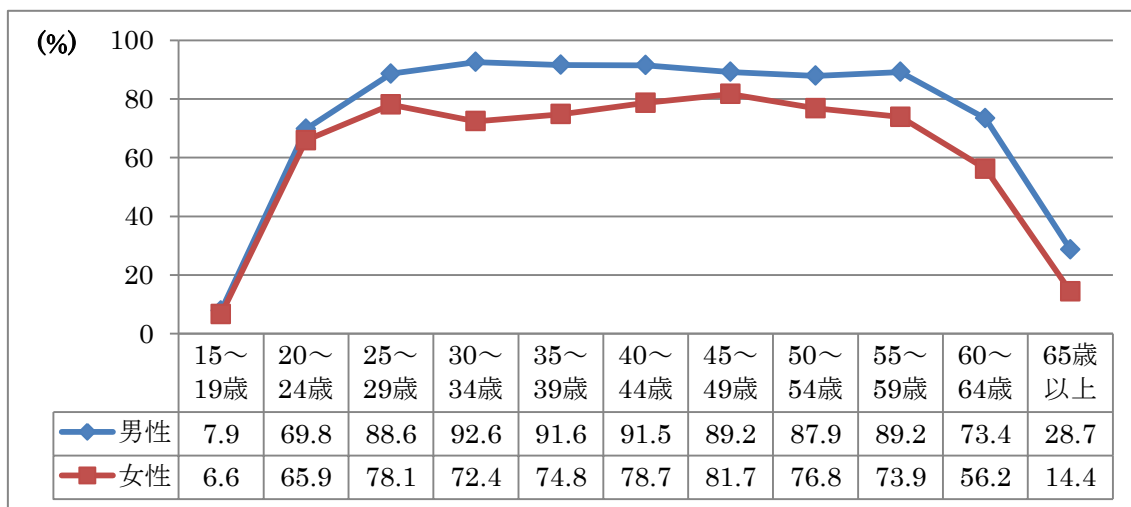
就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、男女双方が、能力を発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、多様化への対応により社会・経済の活力を高めるという観点からも要請されます。

そのため、管理職等の意識改革や長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、雇用の分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、高齢化の進行を踏まえた緊要な社会的課題である介護離職者の防止など子育てや介護等ライフイベントに対応し、仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進に向けた取組が必要です。

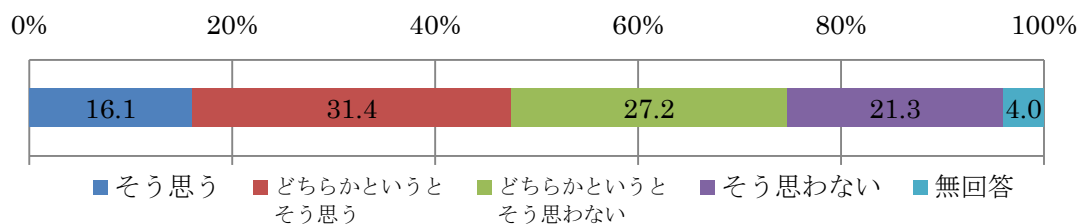
さらに個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女がともに経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。

5歳階級別労働力率（いちき串木野市）



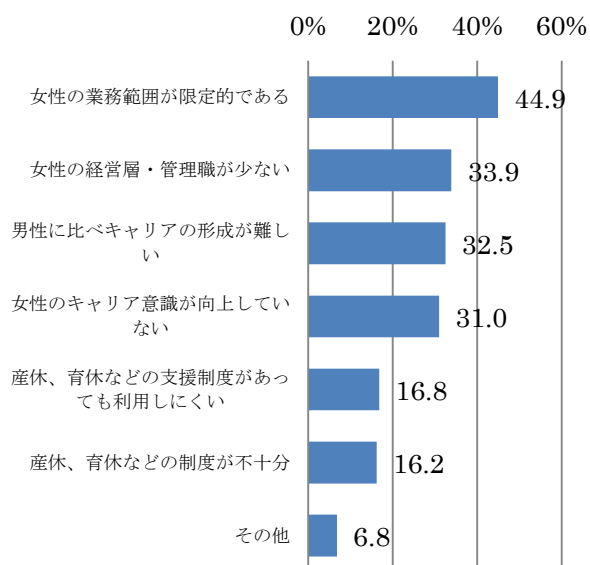
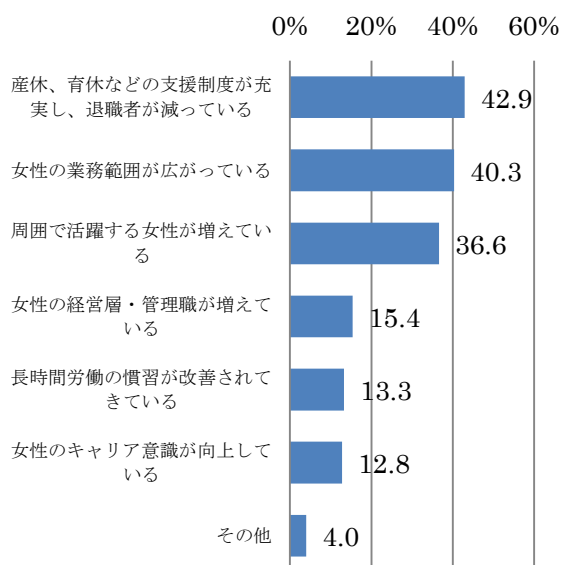
国勢調査

〈事業所で女性活躍の取組は進んでいるか〉



〈女性活躍の取組が進んでいると感じる理由〉

〈女性活躍の取組が進んでいないと感じる理由〉



（女性活躍推進に関する企業実態調査 鹿児島県県民生活局男女共同参画室【H29.3実施】）

施策の方向 (4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進

(働き方を見直し、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立)

具体的施策	内容	所管課等
① 仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発の推進	それぞれのライフステージに応じて、男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にする働き方改革を推進し、市民や事業所等に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及を図るため、啓発資料の配布や講座の実施を行います。	政策課 水産商工課

施策の方向 (5) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

(雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び就業環境の整備)

具体的施策	内容	所管課等
① 非正規雇用労働者等の雇用環境の整備のための関係法令等の普及・啓発	パートタイム労働者など非正規雇用者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。	水産商工課
② 男女雇用機会均等法の周知・徹底	男女雇用機会均等法は、募集・採用、配置・昇進の雇用のステージにおいて、性別を理由とした差別や、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いなどを禁止しています。そのため男女雇用機会均等法の関係法令の幅広い周知・啓発を図ります。	水産商工課

施策の方向 (6) 多様なライフスタイルに対応できる子育てや介護等の支援

(出産・育児、介護等により就業を中断、離職することなく継続できるような環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の周知・普及と定着	子どもがいる保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実などにより仕事と子育ての両立のため環境整備をより一層進めます。併せて介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	健康増進課 福祉課 政策課

施策の方向 (7) 女性の能力発揮と雇用における男女の均等な機会についての情報提供と促進
(男性中心型労働慣行により得られにくい女性の能力発揮・開発機会の創出)

具体的施策	内容	所管課等
① 能力開発、職域拡大、就業能力向上支援	<p>働く女性が、その能力を十分発揮できるよう、能力開発・職域拡大や就業能力向上のため、講座の実施や学習機会の提供に努めます。また、女性の参画が少ない分野で、女性が働きやすい職場環境の整備について啓発します。</p> <p>働く女性の中には、責任が重くなることや長時間労働により仕事と家庭生活の両立が困難になることへの不安から、管理職に就くことに消極的な女性も多くいます。このため女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発を推進します。</p>	水産商工課 政策課 農政課 福祉課

市民に期待する取組

- ・自分の労働条件について確認し、疑問があるときには問い合わせましょう。
- ・男女が対等なパートナーであるという意識を持って働きましょう。
- ・男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、協力して家事、育児、介護などに取組みましょう。
- ・仕事と家庭生活、共に生きがいや楽しみを持てるよう協力しましょう。

※1 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(国第4次男女共同参画計画)

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

重点3 政策・方針決定への女性参画の拡大

いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 II

現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

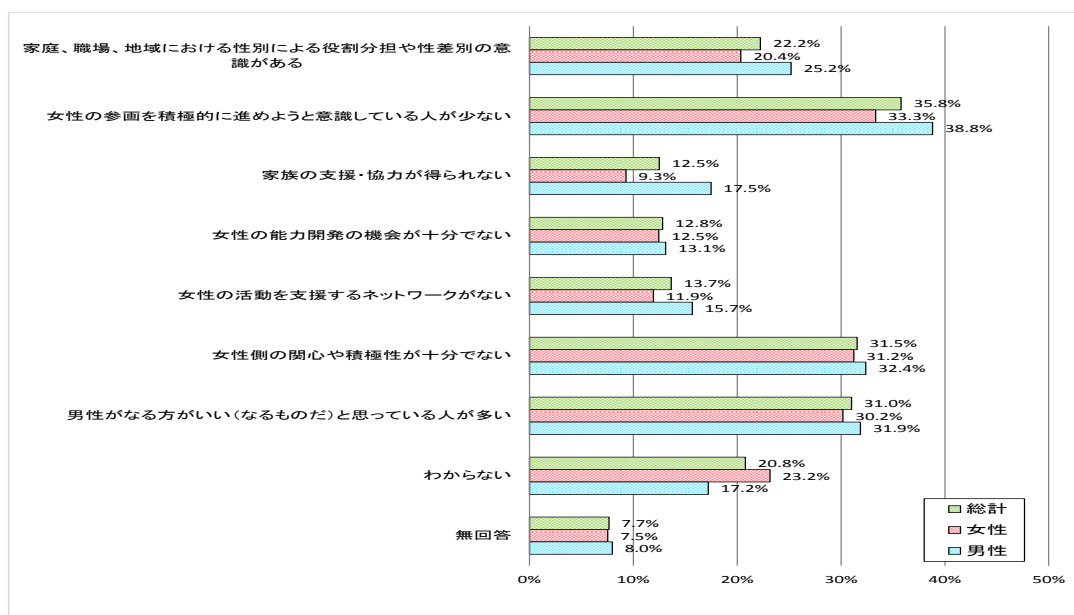
平成29年度に実施した市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」が最も多く、次いで「女性側の関心や積極性が十分でない」「男性がなる方がよいと思っている人が多い」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の割合は、20.8%（平成28年3月31日現在）で、平成27年度より1.8ポイント高くなったものの、県内市平均の26.1%と比較しても低い水準にあります。

このように、本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は依然として十分ではありません。

そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。

政策・方針決定過程に女性の参画が少ない理由【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

施策の方向 (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(固定的性別役割分担意識等に基づく制度又は慣行等の見直し)

具体的施策	内容	所管課等
① 審議会等への女性の参画促進	経済その他社会の様々な分野が発展するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意見が公正に反映されることが重要です。このため、政策を立案、決定していく過程に、これまで以上に女性の積極的な登用を進めます。[目標値 35%]	関係各課
② 女性の市職員への採用・登用等の促進	男女共同参画社会を実現するため、市が率先して女性の採用及び登用に努め、市職員の職種・職域・職階に性別による偏りがないよう、配置と登用ならびに研修の機会の平等に努めます。また行政や事業所においても、女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置(※1 ポジティブアクション)の普及に努め、事業所等の先進的取組等について情報収集・提供に努めます。	総務課 政策課

市民に期待する取組

- ・女性が、政策決定・方針決定の場など様々な分野において積極的に参画できる環境を作りましょう

※1 ポジティブアクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・営業職に女性はほとんどいない
- ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が自主的かつ積極的に行う取組をいいます。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

重点4 地域・防災における男女共同参画の推進

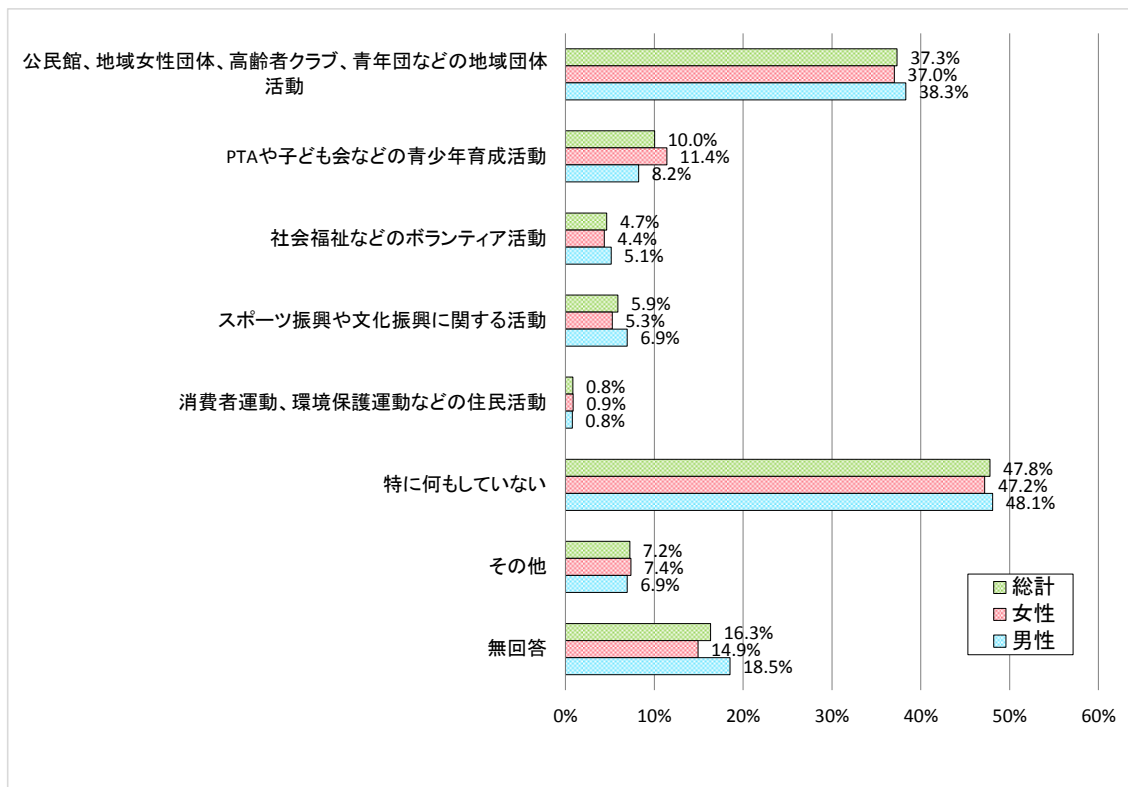
現状と課題

本市では、市民と行政のパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」を掲げ、市民が主役のまちづくりを進めることとしています。

地域は、家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における多様な年齢層の男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たします。

市民意識調査で、地域活動状況を尋ねたところ、「特に何もしていない」に続き、「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」が37.3%と多くなっています。防災・環境等、多様化する地域問題の解決を目指し、多様な個人・主体の協働による地域づくりを進める必要があります。

地域活動状況【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

施策の方向 (9) 男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進

(地域における女性の方針決定過程への参画促進と男女共同参画を推進する人材育成に向けた取組による男女共同参画の基盤づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画の視点を踏まえた、まちづくり協議会の形成	地域における男女の参画を促進していくとともに、市民の多様性を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を提供するよう支援し、共生・協働を推進する人材の育成ならびに組織の育成を図ります。	まちづくり防災課 社会教育課

施策の方向 (10) 防災における男女共同参画の推進

(様々な状況によって災害がもたらす影響は異なるということを考慮し性差によるニーズの違いに配慮する)

具体的施策	内容	所管課等
① 多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域防災計画の策定・執行にあたっては女性・高齢者・障がい者・外国人・妊婦等に配慮した避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。 消防団、自主防災組織等における活動へ女性の参画を拡大するとともに、消防行政においても女性消防員を増やすためのさらなる取組を推進するなど女性の職員の活用を図ります。	まちづくり防災課 消防本部

市民に期待する取組

- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域において、男性優先の慣習を改め、男女共に活動しやすい環境を作りましょう。
- ・自主防災組織の中に女性リーダーを増やしましょう。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

現状と課題

生涯を通じて健康的で豊かな人生を送るためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、健康について正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが必要です。

市民意識調査によると、仕事をしていない理由として、「高齢だから」48.1%に続き「健康や体力に自信がないから」が27.5%となっていることから、男女共同参画を推進する上でも、市民の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

また、本県の自殺者の7割が男性であり、この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすいということなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援を進める必要があります。

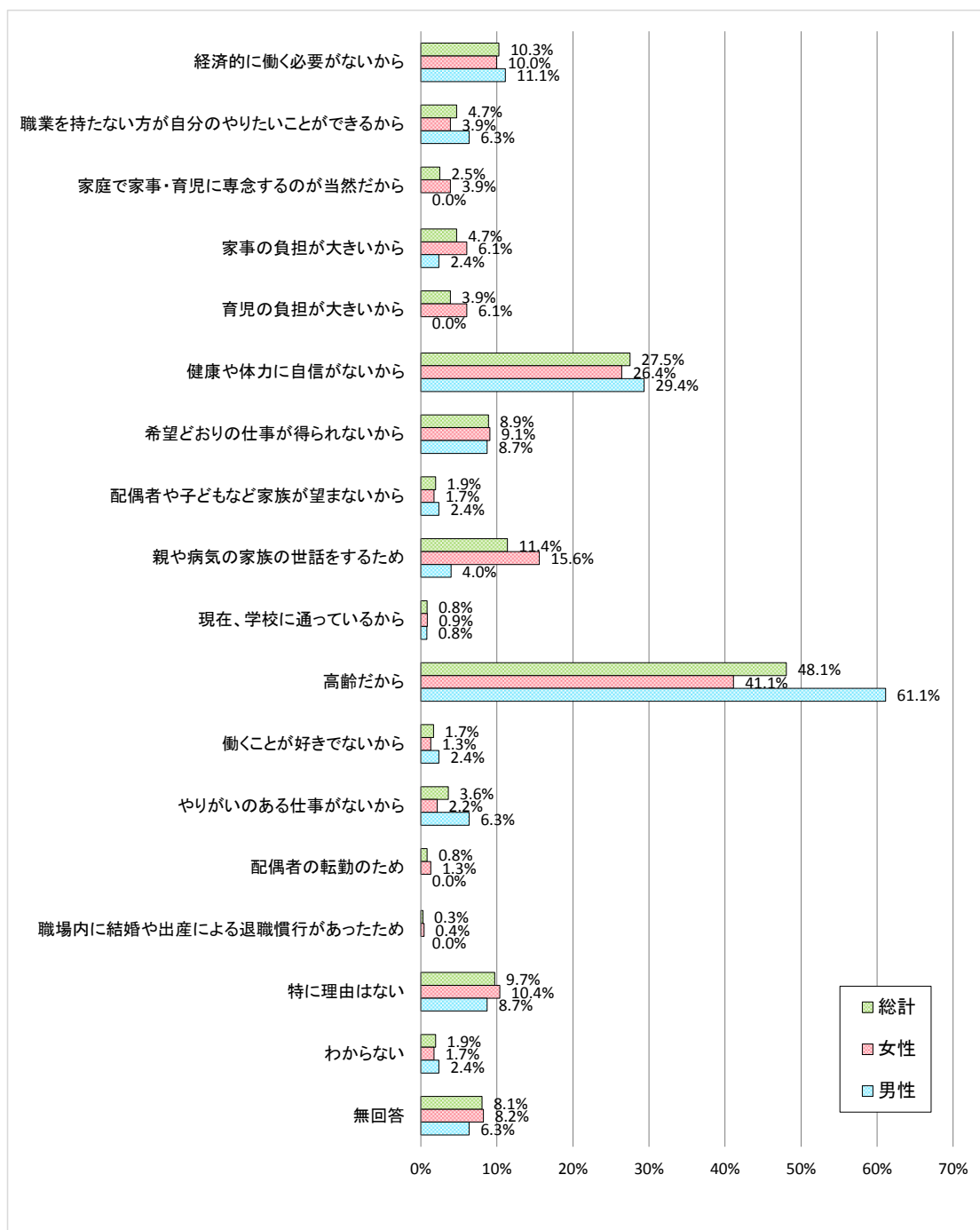
鹿児島県自殺者の年齢・原因別統計（平成28年中）

～鹿児島県警ホームページより～

原因別	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
家庭問題	3	0	2	4(1)	7(1)	13(3)	2	19(7)	0	50(12)
健康問題	4(1)	2(1)	6	11(4)	14(4)	34(12)	17(3)	84(34)	0	172(59)
経済・生活問題	0	0	4	12(1)	9(1)	16(1)	3	7(1)	0	51(4)
男女問題	0	1(1)	3	1	1	1	0	0	0	7(2)
学校問題	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
勤務問題	0	0	6	4(2)	13(1)	3(2)	1(1)	2	0	29(6)
その他	1(1)	0	0	0	2	1	1	9(4)	0	14(5)
不明	4(1)	1(1)	4(2)	5(2)	6	5(1)	5(3)	25(8)	1	56(18)
計	12(3)	5(3)	25(2)	37(10)	52(7)	73(20)	29(7)	146(54)	1	380(106)

※主な自殺原因を3つまで複数計上できることとなったため、実際の自殺者数と下記表の合計自殺者数は一致しない（自殺者実数計293名うち女性88名）（）は女性で内数

収入になる仕事をしていない理由【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (11) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

(妊娠・出産期における健康支援と性に関する正しい理解の促進)

具体的施策	内容	所管課等
① 妊娠・出産等における健康づくり支援	妊娠・出産・子育て期における母子保健事業の充実と、安心して産み育てることができるための各種支援活動を進めます。併せて不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊・不育の相談体制の充実を図ります。	健康増進課
② 性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重される広報・啓発	性と生殖に関する女性の自己決定権が保障されるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）（※1）」概念の浸透・理解を図る啓発を行います。	政策課
③ 性に関する学習機会の充実	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にす意識を育て、問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを身につけ、子どもの頃から暴力を許さない価値意識の醸成に取り組むなど教育の充実に努めます。	学校教育課 政策課

施策の方向 (12) それぞれのライフステージに対応した健康保持増進対策の推進

(性差に配慮した医療や健康支援)

具体的施策	内容	所管課等
① 健康づくりに対する意識の普及・推進	すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こことからだの両面から健康づくりを実践するため、知識の普及や、啓発活動の充実を図ります。また、男女それぞれ特有の疾患等の早期発見に努めるため、健（検）診・指導・相談体制を職場などと連携して取組、予防という観点で食生活改善に向けた教室等の開催や男女の生涯を通じた健康づくりを推進します。	健康増進課 市民スポーツ課

市民に期待する取組

- ・家庭でも性や命の大切さについて語り合きましょう。
- ・悩みや問題は、一人で抱え込まずに相談機関を積極的に利用しましょう。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満ち足りた性的関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

重点6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

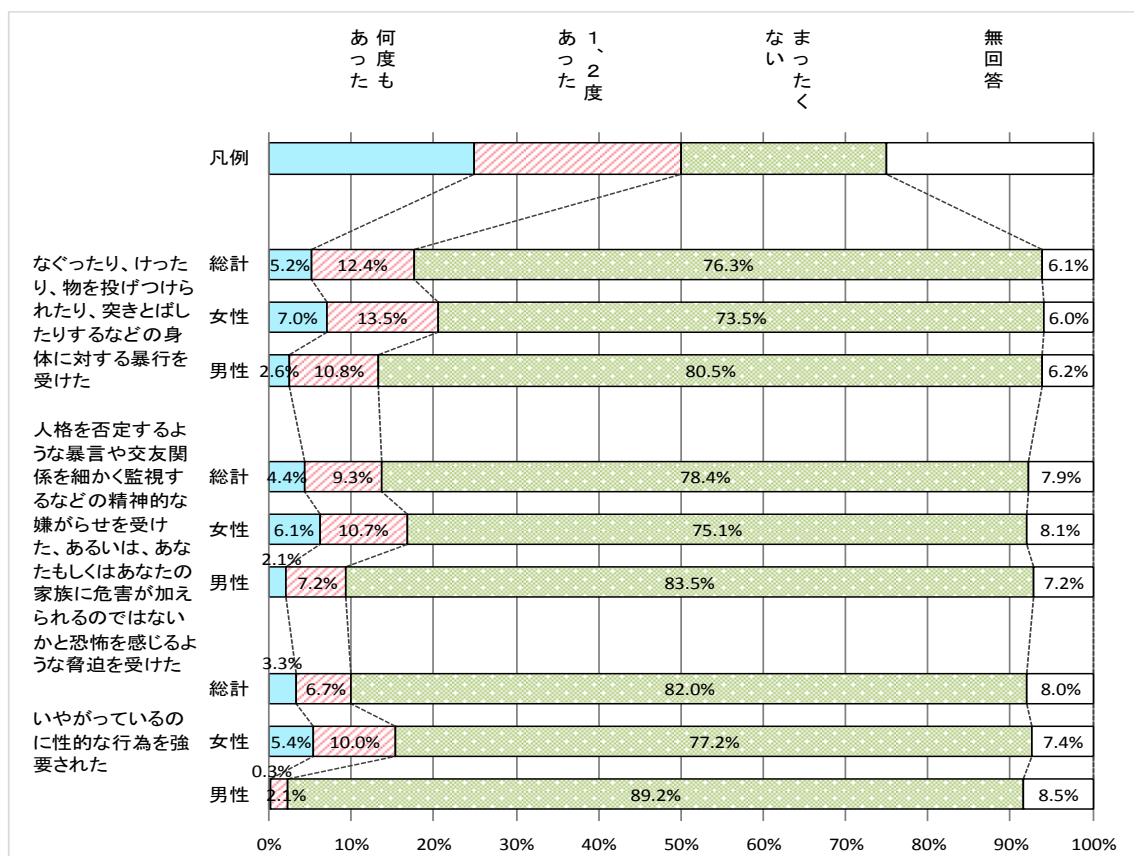
現状と課題

すべての暴力は、その対象の性別や年齢、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。セクシュアル・ハラスメント（※1）、配偶者や恋人からの暴力（DV（※2）及びデートDV）、児童虐待や性暴力などのあらゆる暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

特に女性は、様々な暴力の被害者になりやすい傾向があり、本市でも市民意識調査によると2割の女性がDVを受けた経験があり、そのうち半数以上の人々が「どこにも相談していない」状況にありました。

そのため、相談窓口の充実と暴力の根絶のための啓発、暴力の防止・救済に向けた取組の充実が必要です。

ドメスティック・バイオレンスの経験【全体及び性別】



（いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】）

施策の方向 (13) **セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進**
 (職場等における男女や上下関係からの差別意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止啓発	妊娠・出産等による解雇等、事業主による不利益取扱い、職場におけるマタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントは職場環境を害するに最たるものであることから、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法についてあらゆる機会を捉えて周知に努め、相談体制の充実を図ります。	政策課 総務課 学校教育課 水産商工課

施策の方向 (14) **配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進**

(暴力の根底にある男女の不平等な関係からの暴力を容認しない意識の醸成を図る)

具体的施策	内容	所管課等
① 人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	「どのような暴力も人権を侵害する行為である」という意識の浸透を図るため、広報・啓発を行います。	政策課
② 配偶者暴力防止・救済に向けた推進体制の整備	配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題としてとらえる傾向にあり、「どこにも誰にも相談していない」被害者が潜在化している状況から、配偶者暴力防止法に基づく関係機関等との連携を強化しながら、相談体制の整備や被害者の安全確保を図り、安心して相談しやすい窓口体制の整備に努めます。	政策課 福祉課 健康増進課 市民課
③ 被害者の保護・自立支援	被害者の精神的ケアと安全確保を図りながら医療機関や関係機関と連携し、被害者の一時保護や市営住宅入居・保育園入所を優先させる等の配慮をしながら被害者の心身の回復と自立支援に向けて関係機関との連携を強化します。	政策課 福祉課 都市計画課 健康増進課

市民に期待する取組

- ・暴力のない安心して暮らせる社会を築きましょう。
- ・悩みや問題は一人で抱え込まずに相談しましょう。

※1 セクシュアル・ハラスメント

職場などにおける性的嫌がらせ。

※2 DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者など親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力など様々な形で私たちの身近に存在している。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

重点7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実

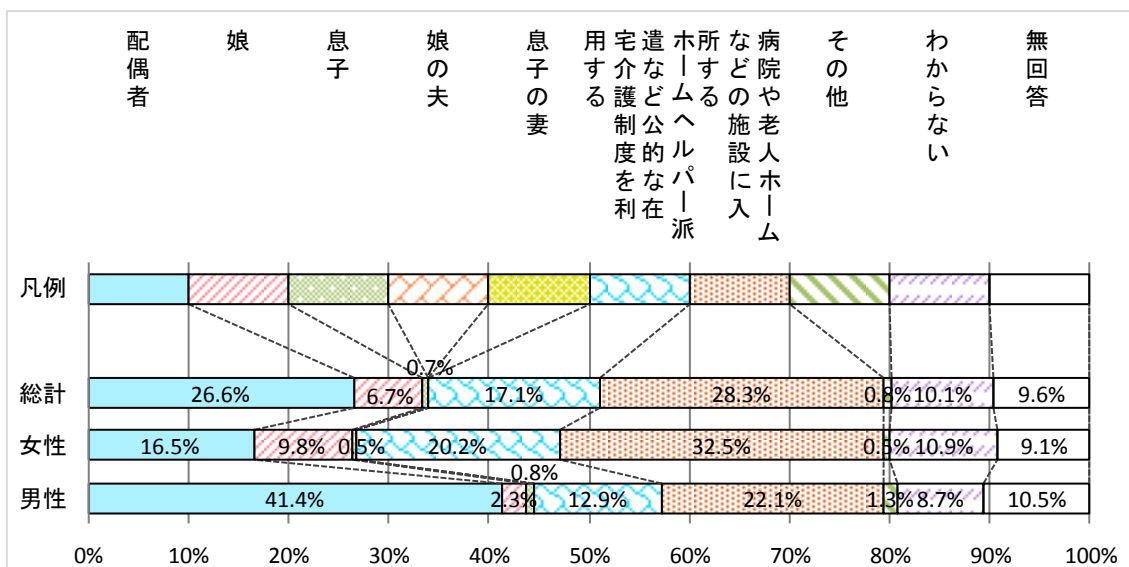
現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化などの中で、貧困や介護問題など、生活上の困難を抱える人が増加しています。

市民意識調査では、「自分が介護してもらいたい人」を尋ねたところ、最も多かった回答は、男性は「配偶者」で41.4%、女性は「病院や老人ホームなどの施設に入所する」で32.5%となっています。老後の不安を解消するためにも、介護予防や高齢者を見守る支援体制の整備が必要です。

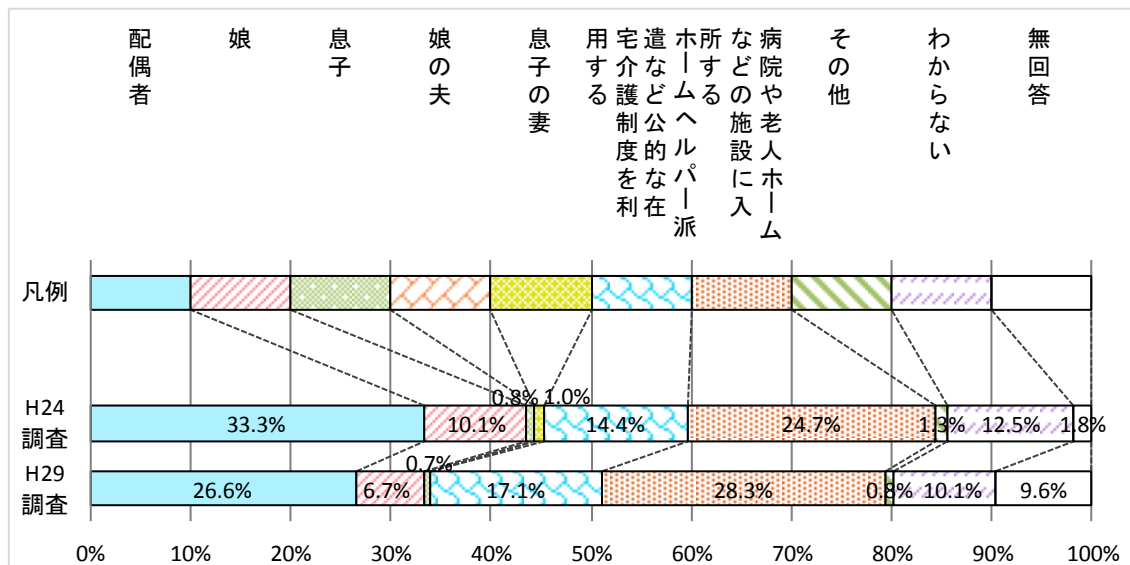
また、高齢者だけでなく、障がいのある人、ひとり親家庭など、あらゆる困難な状況におかれている人々が自立し、安心して暮らせる環境の整備が求められています。

自分が介護してもらいたい人【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

自分が介護してもらいたい人【H24 と H29 との比較】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (15) 高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備

(女性であること、男性であることでさらに困難な状況におかれる可能性があることを配慮し、誰もが安心して暮らせるための環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 障がいのある人や高齢者の生活支援策の充実	高齢者単身女性の貧困、高齢者男性の孤立化、また障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることで複合的に困難な状況におかれることがあります。このような状況に配慮を行い男女共同参画の視点を踏まえた上で、就業や社会参加への支援、生活自立を支える制度や環境・社会基盤の整備、性別に配慮した医療・介護予防への取組を進めます。	福祉課 健康増進課 水産商工課

施策の方向 (16) ひとり親家庭の自立支援の充実

(生活上の困難な状況に直面しているひとり親家庭が安心して暮らせるための環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① ひとり親家庭の生活支援の充実	ひとり親家庭の子育てや就業に関わる不安や悩みの問題解決に向けた相談体制を充実し、安心して子育てできるように環境整備を図ります。また、ひとり親家庭の自立に向けて就業が促進されるよう保育サービスの充実や職業能力開発の講座等の開催、各種講座の開催や支援について情報の周知を図る等環境整備を進めます。	福祉課

施策の方向 (17) 困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援

(固定的性別役割分担意識による男性への抑圧的な社会の役割の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 自立に向けた切れ目のない支援と多様な生き方・働き方の啓発	フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等、困難な状況にある若者が増加している背景には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。困難な状況にある若者が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるように支援し、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう広報・啓発に努めます。	政策課 福祉課

市民に期待する取組

- ・ 様々な生活上の困難を抱える人々に配慮し、あらゆる立場の人々が暮らしやすい思いやりのある地域づくりを進めましょう。

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携体制を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の充実

① いちき串木野市男女共同参画推進会議の機能発揮

計画の総合調整と、庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進を図ります。

② 男女共同参画系の機能発揮

男女共同参画系は、市政全般が男女共同参画の視点で行われるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。計画の進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進会議」「男女共同参画推進懇話会」の機能発揮のために事務局機能を果たします。今後は、系の企画調整機能をより一層発揮し、男女共同参画社会の形成の促進に関する全庁的な取組の推進を図ります。

(3) 市民との連携

① 男女共同参画推進懇話会の機能発揮

計画に基づく施策の実施状況、成果、目標の達成状況等に基づき、進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討し、提言を行うなど、その役割は重要です。男女共同参画推進懇話会の機能が十分発揮できるよう努めます。

② 市民との協働による計画の推進

政策・方針決定過程への男女共同参画や、生活と仕事等の両立を実現していくためには、市民及び地域団体、市民団体、事業者による自発的な取組が不可欠です。市における様々な団体や事業所と協働した啓発活動や講座の実施等を通して、男女共同参画社会への理解の浸透を図るとともに、定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めます。

2 施策の効果的な推進

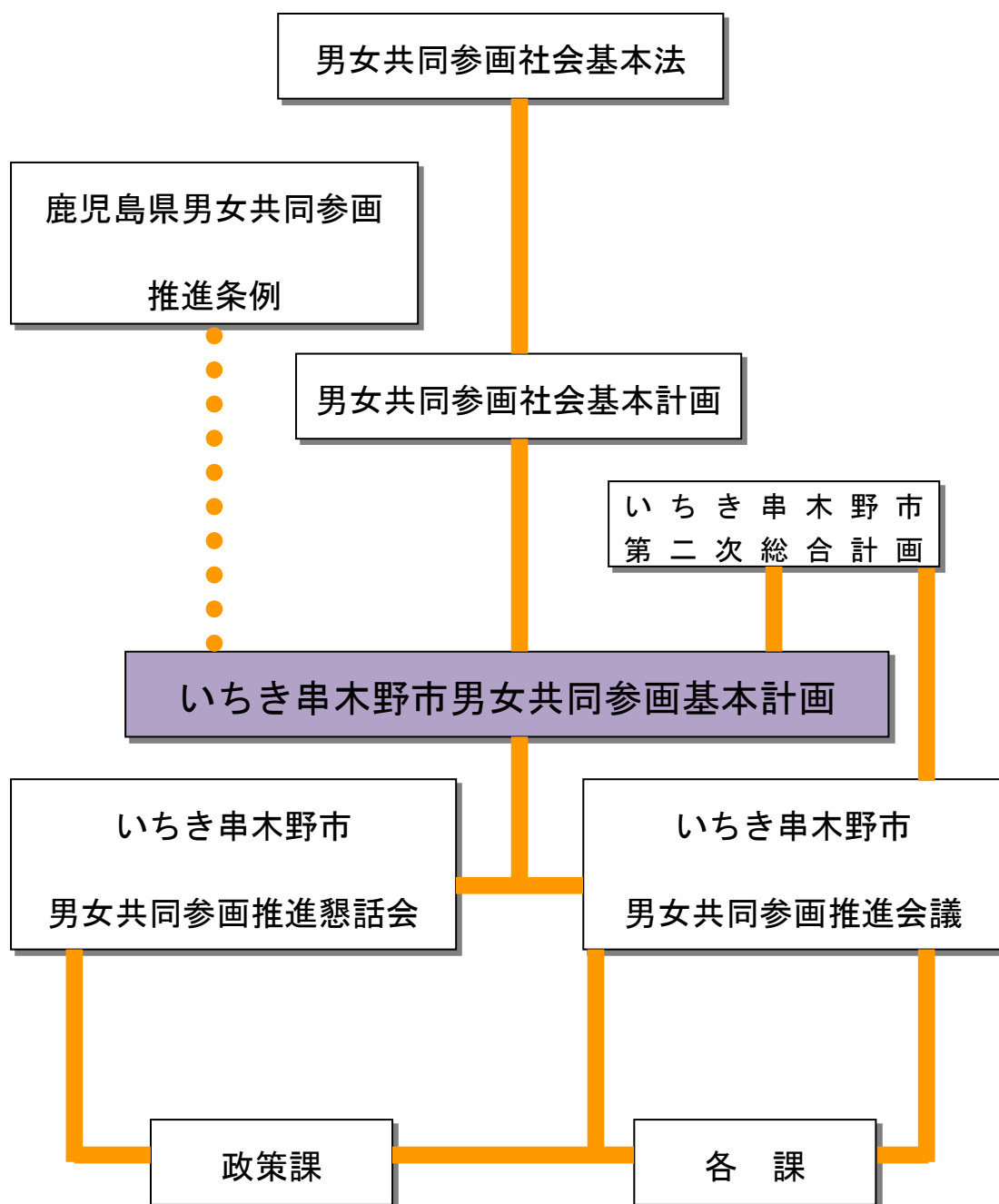
(1) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために、毎年度「いちき串木野市男女共同参画基本計画進捗状況調査」を実施し、計画の進行管理を行います。

(2) 調査研究

市の特性に応じた効果的な施策の展開をめざし、市の実態を把握するために、定期的に市民意識調査を実施します。

いちき串木野市男女共同参画基本計画 推進体制



参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

改正平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日同第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮

する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附則(平成十一年七月十六日法律第二百号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日公布

平成27年法律第64号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、

男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2

項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援そ

- の他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実

施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者

- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。附則第2条第2項の表に次のように加える

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもか
かわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこ
なかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場
合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配
偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平
等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて
いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配
偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者
が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつ
ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体
に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をし
ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚
姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同

様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項におい
て「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な
方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項におい
て「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下
この条において「都道府県基本計画」という。）を定
めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該
市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害
者の保護のための施策の実施に関する基本的な計
画（以下この条において「市町村基本計画」という。）
を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百

六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去する

こと及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第

十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助

若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認

したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定

を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」

とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年四月二十三日法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)

1979年国際連合総会採択

1981年発効

日本批准1985年6月24日

公布1985年7月1日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女

の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不

可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮

小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c)女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f)女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g)女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、

教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d)奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e)継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f)女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g)スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h)家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c)職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d)同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e)社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f)作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a)妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること

(b)給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入する

こと。

(c)親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d)妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)家族給付についての権利

(b)銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c)レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a)すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b)適当な保健サービス(家族計画に関する情報, カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (C)社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d)技術的な能力を高めるために, あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに, 特に, すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e)経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f)あらゆる地域活動に参加する権利
- (g)農業信用及び貸付け, 流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h)適当な生活条件(特に, 住居, 衛生, 電力及び水の供給, 運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は, 女子に対し, 法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は, 女子に対し, 民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし, また, この能力を行使する同一の機会を与える。特に, 締約国は, 契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし, 裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は, 女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は, 個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は, 婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし,

特に, 男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a)婚姻をする同一の権利
- (b)自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (C)婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d)子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は至上である。
- (e)子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報, 教育及び手段を享受する同一の権利
- (f)子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は至上である。
- (g)夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h)無償であるか有償であるかを問わず, 財産を所有し, 取得し, 運用し, 管理し, 利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は, 法的効果を有しないものとし, また, 婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために, 女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は, この条約の効力発生の時は18人の, 35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く, かつ, この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は, 締約国の国民の中から締約国により選出するものとし, 個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては, 委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は, 締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。

各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた

進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国と

の関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

鹿児島県男女共同参画推進条例

(平成13年12月21日鹿児島県条例第56号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第17条—第24条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に

対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画

の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事

に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第14号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

いちき串木野市男女共同参画推進会議設置規程

平成18年6月30日訓令第7号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いちき串木野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (3) いちき串木野市男女共同参画推進懇話会の助言に基づき具体的な施策を構築すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、政策課において処理する。

(研究会)

第7条 会長は、必要に応じて推進会議に、男女共同参画研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

2 研究会は、会長が指示した事項等について調査及び研究を行い、その結果を会長に報告するものとする。

3 研究会の委員は、会長が指名する職員をもって組織し、研究会会長及び研究会副会長は、それぞれ会長が指名する。

4 研究会会長は、研究会を招集し、統括する。

5 研究会副会長は、研究会会長を補佐し、研究会会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会設置規程の廃止)

2 いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会設置規程（平成18年いちき串木野市訓令第6号）は廃止する。

附 則(平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教育長
総務課長
政策課長
市民課長
福祉課長
健康増進課長
農政課長
水産商工観光課長
都市計画課長
市来支所長
教育委員会総務課長
社会教育課長
消防長
議会事務局長

いちき串木野市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成18年4月28日告示第46号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に当たり、広く市民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、いちき串木野市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する諸問題について研究協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市民団体等の代表者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第24号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

男女共同参画をめぐる動き

年	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ■国際婦人年 ■「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)開催、「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」設置 ■「総理府婦人問題担当室」設置 ■育児休業法の成立(昭51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象) 		
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」スタート(~1985) 	<ul style="list-style-type: none"> ■民法等の一部改正(離婚後における婚氏続称制度の新設) 		
昭和52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ■「国内行動計画」策定 		
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」採択(第33回国連総会) 		<ul style="list-style-type: none"> ■青少年婦人課を設置 ■婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会を設置 	
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」署名・民法等の一部改正(配偶者の相続分アップ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人の生活実態と意識」調査 	
昭和56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」発効 		<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 	
昭和59 (1984)		<ul style="list-style-type: none"> ■国籍法及び戸籍法の一部改正(父母両系主義へ) 		
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性差別撤廃条約」批准・国民年金法等の一部改正(女性の年金権の確立)(昭和61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県新総合計画」に婦人の地位向上を位置づける広報誌「かごしまの婦人」創刊 	
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」施行 		
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		
平成元 (1989)		<ul style="list-style-type: none"> ■学習指導要領改訂(高校家庭科男女必修) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性問題に関する県民意識調査」実施 	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ■婦人政策室を設置 	
平成3 (1991)			<ul style="list-style-type: none"> ■女性政策室に改称 ■「鹿児島女性プラン21」策定 ■「鹿児島女性プラン21推進会議」、「鹿児島県女性行政連絡会議」設置 	

	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
			■広報啓発紙「ハーモニー」創刊	
平成4 (1992)		■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣任命		
平成5 (1993)	■「ウィーン世界人権会議」開催 ■「女性に対するあらゆる暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」施行・中学校での家庭科の男女必修完全実施		
平成6 (1994)	■「国際人口・開発会議」(カイロ)開催	■「男女共同参画室」設置 ■「男女共同参画審議会」設置 ■「男女共同参画推進本部」設置 ■高校での家庭科の男女必修完全実施		
平成7 (1995)	■「第4回世界女性会議」(北京)開催、「北京宣言及び行動綱領」採択	■育児休業法の改正(育児・介護休業法の成立)	■鹿児島県「女性の翼」団員を「世界女性会議」(北京)への派遣 ■「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
平成8 (1996)		■「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成9 (1997)		■「男女雇用機会均等法」の改正		
平成10 (1998)		■「婦人週間」から「女性週間」へ		
平成11 (1999)		■改正「男女雇用機会均等法」施行 ■「男女共同参画社会基本法」施行 ■「食料・農業・農村基本法」施行	■「かごしまハーモニープラン」策定	■これまで社会教育課で所管(旧串木野市)
平成12 (2000)	■国連特別総会「世界女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催	■「男女共同参画基本計画」策定		■担当窓口として企画課企画調整係で所管(旧串木野市)
平成13 (2001)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ■「男女共同参画局」設置 ■「男女共同参画会議」設置	■男女共同参画室に改称	
平成14 (2002)		■アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	■「鹿児島県男女共同参画推進条例」施行 ■「鹿児島県男女共同参画審議会」設置 ■県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	■「男女共同参画社会」の実現をめざして講演会開催(旧串木野市) ■「部課長研修会」(旧串木野市)
平成15 (2003)		■「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	■鹿児島県男女共同参画センターを設置 ■青少年男女共同参画課を設置	■「男女共同参画社会」の実現をめざして講演会開催(旧串木野市)
平成16 (2004)		■改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	■「配偶者等からの暴力対策会議」設置	■「男女平等・男女共同参画」についての懇談会開催(4回)(旧串木野市) ■「紙芝居で学ぶ男女共同参画社会」の研修会・意見交換会(旧串木野市)

年	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
平成 17 (2005)	■第 49 回国際婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+10」(ニューヨーク)開催	■「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ■改正「育児・介護休業法」施行		■新市誕生 ■「企画課男女共同参画係」設置 ■「紙芝居で学ぶ男女共同参画社会」の研修・意見交換会
平成 18 (2006)			■配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定	■「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画推進会議」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の実施・分析
平成 20 (2008)		■改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	■「いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定
平成 21 (2009)			■「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
平成 22 (2010)		■「第3次男女共同参画基本計画」策定(平成 22 年 12 月 17 日閣議決定)		
平成 24 (2012)				■「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の実施
平成 25 (2013)			■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 期間:平成 25 年度～平成 29 年度	■「いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定 期間:平成 25 年度～平成 29 年度
平成 27 (2015)		■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ■「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		



いちき串木野市
男女共同参画基本計画

平成30年度～平成34年度

発行：いちき串木野市役所 政策課

発行日：平成30年3月

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

TEL：0996-32-3111 FAX：0996-32-3124

ホームページ：http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/